

平成27年6月18日

会員の皆様へ

中兵庫信用金庫

定款の一部変更に関するお知らせ

さる平成26年9月19日に信用金庫法施行規則が改正され、定款に長期間所在が不明となられている会員（以下、「所在不明会員」といいます。）の方の除名^{（注1）}に関する事項を定めることができることとされました。これにより、総代会の決議をもって定款を一部変更し、所在不明会員の方を除名することができることとなりました。

協同組織の地域金融機関である当金庫におきましては、会員の方の加入・脱退の状況を正確に把握することは経営上の重要な課題であり、法令・定款に基づく所在不明会員の方への対応を行うことは、出資事務の効率化を通じて、現在当金庫をご利用いただいているお客様にご提供するサービスの向上にも資するものです。

以上の理由から、当金庫では、平成27年6月17日開催の第46期通常総代会の決議を得て、平成27年9月（予定）に定款を変更することといたしましたのでお知らせいたします。

これにより、下記に該当する会員の方は総代会の決議により除名となることがございます。

なお、住所等が変更になられた会員の方で、当金庫に対し届出住所等の変更手続きをされていない方は、速やかにお手続き^{（注2）}を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

・所在不明会員の方とは、次の①～③の全てに該当する会員の方で、これらの方は総代会において、除名となることがございます。

①5年以上継続して当金庫の事業を利用していない方。^{（注3）}

②当金庫の通知又は催告が5年以上継続して到達しなかった方。

③当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方。

以 上

【お問合せ先】

中兵庫信用金庫 本支店

もしくは本部総務部（電話：079—569—7150）

・（注１）の補足説明

信用金庫法第１７条第３項では、定款に定める事由に該当する会員の方を総代会の決議によって除名することができると規定されております。除名により脱退となられた方は会員の資格を失うこととなりますが、除名された総代会の翌年の４月１日以降にご請求いただければ出資金の払戻しをいたします。

・（注２）の届出住所等の変更のお手続き

届出住所の変更には当庫所定の変更届、お届け印、公的書類等が必要になります。詳しくは最寄りの本支店にお問い合わせください。

・（注３）の補足説明

窓口やＡＴＭ等でのご入出金等、借入金のご返済、口座振替契約の設定及び口座振替契約に基づく引落としがされた方などは、①に該当せず、除名の対象となることはありません。

ただし、５年以上継続して、当金庫の出資のみをお持ちの場合や、当金庫の出資配当金や預金の利息のみが記帳されている普通預金口座のみをお持ちの場合は、「事業を利用している」には該当せず、除名の対象となります。